

愛知県環境影響評価審査会会議録

1 日時

平成18年8月4日(金)

午後1時30分から午後3時45分まで

2 場所

愛知県自治センター 4階 大会議室

3 議事

- (1) 衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書について
- (2) 名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業環境影響評価準備書について
- (3) その他

4 出席者

(1) 委員

成瀬会長、岩田部会長、今榮委員、梅村委員、岡村委員、岡本委員、黒田委員、小池委員、清水委員、大東委員、武田委員、田中委員、長谷川委員、廣畠委員、藤原委員、丸山委員、吉村委員(以上17名)

(2) 事務局(愛知県)

(環境部) 林部長、岩淵技監

(環境活動推進課) 山本課長、猿渡主幹、酒井主任主査、平野主査、藤田技師、関本技師

(大気環境課) 近藤主査、国立技師

(水地盤環境課) 吉田技師

(自然環境課) 西野課長補佐

(資源循環推進課) 伊藤主任主査、杉本主任主査

(3) 事業者

(財団法人愛知臨海環境整備センター)

森専務理事、田村常務理事、浅野課長、藤野課長、豊田課長補佐、谷口主査、石原技師

(名古屋市)

(住宅都市局) 炭課長、山田主幹、中園係長、奥村主査、次石技師、佐藤主事

(健康福祉局) 比護主幹、伊藤副係長

5 傍聴人等

傍聴人 2 名、報道関係者 1 名

6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

- ・ 会議録の署名について成瀬会長が、今榮委員と丸山委員を指名した。

ア 衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書について

- ・ 資料 1 (関係町長意見) について事務局が説明した。
- ・ 岩田部会長から、部会における検討の結果(資料 2) について、報告があった。
- ・ 出席委員からの質疑等はなく、資料 2 「衣浦港 3 号地廃棄物処分場部会報告」をそのまま審査会の答申とすることで合意し、写しのとおり(別紙 1) 答申された。

イ 名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業環境影響評価準備書について

- ・ 名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業環境影響評価準備書について、写しのとおり(別紙 2) 諮問を受けた。
- ・ 資料 3 (名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業環境影響評価準備書)、資料 4 (名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業環境影響評価準備書についての意見の概要及びそれについての都市計画決定権者の見解) について、事務局が説明した。

< 質疑応答 >

【丸山委員】 現在、事業実施区域は市街化調整区域だが、名古屋市としては市街化区域編入の都市計画決定の前に市街化調整区域の段階で土地区画整理事業を進めるのか。土地区画整理組合ができる時点では市街化調整区域なのか。

【事務局】 市街化編入と土地区画整理事業の都市計画決定の手続が同時に進められている。

【丸山委員】 市街化調整区域と市街化区域の区分が不明である。

【事務局】 準備書の 95 ページに用途地域の区分が示されている。

- 【丸山委員】 農地であった場所が市街化されるわけであるが、将来的にこの地域は市街化区域になる可能性が高い場所なのか。農地のまま残そうとする重点地域のようなものは名古屋市として考えていないのか。
- 【事務局】 周辺は農業振興地域農用地として残る。
- 【丸山委員】 名古屋市として将来的な計画があるのか。
- 【事業者】 名古屋市南西部の市街化調整区域を全体的に農地として保全していく方向での位置付けはあるが、今回の区画整理の事業予定地については、都市基盤整備をして調整区域から外していく。
- 【丸山委員】 名古屋市の緑被率がまた下がることになる。農地を将来的にどうしていくのかということは大きな問題である。この先、南側の区域も土地区画整理事業によって市街化されるのではないか。どういう政策になるのか気になる。
- 【成瀬会長】 農地が減るということは問題であるので、今後、よく考えて計画を立てていただきたい。
- 【事務局】 農業振興地域の保全の考え方について資料を提出したい。
- 【丸山委員】 準備書435ページに景観はほとんど変わらないと書かれているが、農地が宅地に変わることから、景観は一変すると思う。影響があるならばあると記載した方が正確ではないか。
- 【事務局】 景観の評価については検討していく必要がある。
- 【成瀬会長】 景観がどのように変わるかについては今のところ予測は難しいと思うが、よい景観となるよう計画していただきたい。
- 【長谷川委員】 名古屋市自身が環境首都を目指していくという大きな方向性を打ち出して将来的に環境を保全していくといった中で、今回のような事業が行われるのだが、農地の部分が北側のような住宅地に変わるというイメージである。農地が減ると温度が上昇することが考えられるので、せめて区域内でも緑地帯でブロックして中を住宅地に変えていくといった新しい方向性が出てきてもよいのではないか。事業区域の真ん中に緑地があるといった今までと同じような土地利用計画図が示されており、緑のネットワークを造っていくことが見えてこない。このような計画で事業を進めてよいのか疑問である。
- 【事務局】 土地区画整理事業の特性として、区域内に水田を残すこ

とは難しいが、今回の計画では、斎場計画地の北側に計画されている緑地については、現時点で自然環境に配慮した湿地や森を造ることとしており、その内容について今後検討される。

【長谷川委員】 ダルマガエルなどの動物の評価について、水田がなくなるのに影響が少ないとしているが、影響があるならばあると評価して、どう対応するかを記載すべきである。

【事務局】 表現については検討していく必要がある。

【岡村委員】 斎場施設用地の中に緑地は計画されているのか。もしなければ、斎場の北側に計画されている3ヘクタールの緑地については、斎場計画の中で考えられるべきものではないか。また、この3ヘクタールの緑地がなくなったとしたら、緑被率は何%になるのか。

【事務局】 斎場の中にみどりの丘や敷地周辺に緑地を計画している。斎場北側の緑地は区画整理事業の中で計画されている緑地であり、斎場施設の緑地と連続する形となる。

【岡村委員】 区画整理の事業で何%の緑地が確保されているのか。

【事務局】 公園・緑地の割合として区域面積の4.3%で区画整理の基準である3%を超えるものである。

【丸山委員】 斎場施設の用途地域は。

【事務局】 将来的には第2種住居地域よりも商業・工業系に近い用途となる。

【岡本委員】 斎場建設に当たっては、たとえば敷地境界に緑地帯を設けるなどして、中の施設が見えないようにすることが考えられ、おそらく今回もそういった計画とするのではないかと思う。

ところで、今回のデータは平成15年のもののようだが、アセスの調査は何年くらい有効なのか。

【事務局】 調査年限の基準はない。環境の状況の変化を踏まえて、特殊な状況でないことを確認した上で判断する必要がある。今回の調査については、異常年ではなくまたその後の状況も変化していないことから調査年度としては問題ないと判断しているが、この件については今後意見をいただきたい。

【成瀬会長】 異常年のデータでなければ基礎データとして利用できるという考えである。

【黒田委員】 斎場は日本では今のところ嫌悪施設と考えられている。今回の計画では区域の南西の隅に斎場が計画されているが、

今後、南側の区域が市街化されると住宅地と近接することになる。アセスとは別であるが、都市計画の方で南側の区域は市街化しないよう担保していただきたい。今回のアセスでは南側は市街化しないこととして評価している部分が多いので、それを大前提としていただきたい。南側の区域は名古屋市の土地でもなく、区画整理組合の土地でもない。水田の維持について担保する方法が難しいのではないかと。また、景観の予測について、造成した状態だけでなく、将来市街化した状態を予測しないと意味がない。

【事業 者】 北側からも住宅が広がってきたこと、農業の後継者不足の問題などから、この土地改良区全体の中で一部を市街化できないだろうかという要望がでてきて、農林水産省と調整が始まったという経緯がある。調整の中で、南側の区域を農地として保全し、北側を市街化するという事はやむを得ないということとなった。今回の区画整理を行う北側の区域と南側の区域は同じ土地改良区でもあるので、南側の区域の農地については保全が図られる。また、環境保全措置を行う区画整理組合の人々と農地を保全していく土地改良区の人々は同じコミュニティであるため、今後何らかの約束を指導していけるのではないかと考えている。

【成瀬 会長】 同じコミュニティであるので、今後も南側の区域は農業振興地域として使われるということでこの計画は進んでいる。

【今 榮 委員】 八事斎場では墓地の中に斎場施設があるが、今回の計画でも墓地を併設するのか。

【事業 者】 今回の計画では墓地は併設しない。

【今 榮 委員】 植物の保全措置としては種子を区域外の場所に播種するとしており、鳥類についても周辺に保全された場所があれば、その場所に移動すると思われるが、地上を動く動物は、区域外の保全場所に移動できるのか。

【事務 局】 区域内の動物を保全することは難しい。区域外についてはできる限り保全していくという方針である。

【今 榮 委員】 準備書 3 2 4 ページの圧密沈下について、早く沈下するところは問題ないが、圧密沈下時間が約 6,000 時間となっているところは、10 年以上もあとで、家が建ったあとに沈下することになり、そうした場合には対応が難しいのではないかと。

- 【事務局】 圧密沈下時間が約6,000時間となる地点については、沈下量が0.11センチとわずかであり、ほとんど影響がないところである。
- 【今榮委員】 それならば、324ページの表9.1.6-3はどれほど重要なのか。前ページの表9.1.6-2だけでよいのではないか。
- 【事業者】 沈下量と沈下するまでの時間でどの程度影響があるのかを評価する必要があることから両者を記載した。
- 【武田委員】 茶屋新田土地改良区の周辺は、別の土地改良区であると思うが、その区域も含めて影響評価をしている。茶屋新田土地改良区の一部が消失すると評価しているが、3分の2が消失するという見方をした方が正確であると思う。準備書341ページの図のように、鳥はこの地域全体を生息域として利用している。茶屋新田土地改良区の周辺については担保できないので、準備書全体として、影響があるという表現に変えるなど工夫していただきたい。
- 【事務局】 評価の表現については検討していく必要がある。
- 【成瀬会長】 影響が大きい小さいかきちんと確かめた上で正当な評価をしていただきたい。
- 【長谷川委員】 ホンドイタチについて生態系の注目種から外れている理由が分からない。
- 【事務局】 次回、その理由を整理して資料を提出したい。
- 【丸山委員】 準備書5ページの航空写真で区域の南側にある白い部分は何か。
- 【事務局】 トマトハウスである。
- 【丸山委員】 休耕田である区域、あるいはその傾向が分かれば教えていただきたい。
- 【事務局】 年によって違うが事業実施区域の田のうち約3割が休耕田である。
- 【成瀬会長】 騒音、振動の予測をどのように行ったのか分からないので、予測に使った条件について、大きな図面でどんな機械をどこに配置したかを図示していただきたい。
- 【事務局】 造成工事についてはお示しできるが、斎場建設については計画が固まっていないので、予測に使った条件を可能な範囲でお示したい。

備書について審査させるため、成瀬会長の指名により、別紙 3 のとおり、茶屋新田土地区画整理部会を設置した。

ウ その他

- ・ 事務局から、特にない旨発言があった。

(3) 閉会



平成18年8月4日

愛知県知事
神田真秋 殿

愛知県環境影響評価審査会
会長 成瀬 治



衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書に
ついて (答中)

平成18年6月16日付け18環活第52-4号の諮問については、別添のとおり
お答えします。

衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業に係る 環境影響評価方法書に対する答申

はじめに

衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

本事業は、既成市街地に近接した工場立地が進んでいる衣浦港内において、広域的な廃棄物最終処分場を整備するものであり、環境保全に万全を期するため、関係機関と必要な連携を図りつつ、処分場の計画策定、工事の実施、供用(廃棄物の搬入、埋立、処分場の管理)の各段階における適切な環境配慮と安全で確実な事業の実施が求められる。

事業者においては、こうしたことを念頭に置きつつ、方法書に記載されている事項を的確に実施することはもとより、以下の事項について十分に検討して、適切に環境影響評価を実施し、その結果を環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に記載する必要がある。

また、環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合などにおいては、必要に応じて選定された項目、手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行う必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業計画の検討に当たっては、埋立地からの廃棄物の飛散・流出や浸出液処理水の放流による周辺環境への影響等について適正な配慮がなされるよう留意すること。なお、必要に応じて海底面の不透水性地層を確認するためのボーリング調査を実施するとともに、活断層についても調査を実施すること。
- (2) 工事用車両や廃棄物運搬車両の運行に伴う環境負荷の低減を図るため、搬入の時間・ルートへの遵守を徹底するとともに、工事用資機材の輸送について実行可能な範囲で海上輸送に代替することを検討すること。
- (3) 調査については、事業特性及び地域特性を踏まえ、予測及び評価に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点や時期等を設定すること。また、既存の調査結果を使用する場合は、調査地域の設定根拠、調査日時等について妥当性を明らかにできるように整理しておくこと。

2 大気質、騒音、振動

- (1) 工事用車両や廃棄物運搬車両の運行に伴う大気質、騒音及び振動に係る予測については、必要に応じて建設機械及び作業船や埋立・覆土用機械の稼働による影響を考慮すること。
- (2) 大気質の予測対象時期は、環境影響が最大となる時期としているが、長期的影響及び短期的影響について予測及び評価を行うこと。
- (3) 本事業と密接に関連する臨港道路の工事と当該工事時期が重なることが想定されることから、その工事の状況等についても把握しておくこと。

3 水質、底質

- (1) 水環境に係る地域特性を的確に把握するため、既存の水質調査データをより広範に収集し整理するとともに、事業実施区域の北側海域においても水質・底質の調査を行うこと。また、潮流の変化による周辺海域への影響等について適切に把握すること。
- (2) 排水口の位置については、港湾の利用状況や海域環境の状況等を踏まえ、関係者と調整の上、適切な位置とすること。

4 動物、植物、生態系

藻場・海藻草類の調査は、埋立区域内について適切に実施するとともに、その結果も踏まえて、生物の生息・生育環境に配慮した護岸の整備について検討すること。その際、必要に応じて専門家の意見を聞くこと。

5 その他

- (1) 調査、予測及び評価に当たっては、方法書に対する住民などの意見を十分に検討すること。
- (2) 準備書は専門的な内容が多く、かつ、膨大な図書となる可能性があることから、その作成に当たっては、住民などにわかりやすい内容とすること。

検 討 の 経 緯

年 月 日	会 議	備 考
平成18年 6 月16日	審査会	知事からの諮問 方法書の内容の検討 住民意見の概要の検討 部会の設置及び付託
平成18年 7 月 3 日	部 会	方法書の内容の検討
平成18年 7 月28日	部 会	方法書の内容の検討 関係町長意見の検討 部会報告の検討
平成18年 8 月 4 日	審査会	方法書の内容の検討 関係町長意見の検討 部会報告 答申の検討 知事への答申

愛知県環境影響評価審査会委員

今榮 東洋子	慶応義塾大学理工学部教授
岩田 好一朗	中部大学工学部教授
梅村 武夫	名古屋大学名誉教授
岡村 穰	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授
岡本 真理子	東海女子大学人間関係学部教授
北田 敏廣	豊橋技術科学大学工学部教授
黒田 達朗	名古屋大学大学院環境学研究科教授
小池 隆	三重大学生物資源学部教授
佐藤 正孝	名古屋女子大学名誉教授
清水 正一	中京大学総合政策学部教授
芹沢 俊介	愛知教育大学教育学部教授
大東 憲二	大同工業大学工学部教授
武田 明正	三重大学名誉教授
竹中 千里	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
立川 壮一	藤田保健衛生大学医学部教授
田中 稲子	岐阜市立女子短期大学非常勤講師
永瀬 久光	岐阜薬科大学教授
中村 浩志	信州大学教育学部教授
成瀬 治興	愛知工業大学工学部教授
朴 恵淑	三重大学人文学部教授
長谷川 明子	財団法人日本生態系協会評議員
坂東 芳行	名古屋大学大学院工学研究科助教授
廣畠 康裕	豊橋技術科学大学工学部教授
藤江 幸一	豊橋技術科学大学工学部教授
藤原 奈佳子	名古屋市立大学看護学部助教授
堀越 哲美	名古屋工業大学大学院工学研究科教授
丸山 宏	名城大学農学部教授
光田 恵	大同工業大学工学部助教授
吉村 いづみ	名古屋文化短期大学教授

：会長

：会長代理

(敬称略、五十音順)



18環活第81-5号

平成18年8月4日

愛知県環境影響評価審査会
会長 成瀬 治 興 様

愛知県知事 神 田 真 秋



名古屋市都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書
について（諮問）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成10年度愛知県条例第47号。以下「条例」という。）第33条の規定において準用する条例第20条第4項の規定に基づき、貴審査会の環境の保全の見地からの意見を求めます。

担当 環境部環境活動推進課
環境影響評価グループ
電話 052-964-6211(ダイヤル)

愛知県環境影響評価審査会茶屋新田土地地区画整理部会委員

委員名	所属等
今榮 東洋子	慶應義塾大学理工学部教授
岩田 好一朗	中部大学工学部教授
岡村 穰	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授
岡本 真理子	東海女子大学人間関係学部教授
佐藤 正孝	名古屋女子大学名誉教授
芹沢 俊介	愛知教育大学教育学部教授
大東 憲二	大同工業大学工学部教授
武田 明正	三重大学名誉教授
立川 壮一	藤田保健衛生大学医学部教授
田中 稲子	岐阜市立女子短期大学非常勤講師
朴 恵淑	三重大学人文学部教授
長谷川 明子	財団法人日本生態系協会評議員

(敬称略、五十音順)